

## 保護施設等整備費都補助金交付要綱

### 第1 目的

この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「保護法」という。）第74条第1項の規定に基づく、保護施設の修理、改造、拡張等の整備、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「社福法」という。）第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊所の防火安全対策の整備及び保護法第30条に規定する日常生活支援住居施設の新設、修理、拡張等の整備に要する費用について補助し、保護施設等入所者の福祉の向上を図ることを目的とする。

### 第2 補助対象事業

この要綱における補助対象事業は、保護法第41条第1項の規定により社会福祉法人が設置する東京都内の保護施設（救護施設、更生施設及び宿所提供施設に限る）、社福法第2条第3項第8号の規定により社会福祉法人、一般社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、営利法人等（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する東京都内の無料低額宿泊所及び保護法第30条の規定により社会福祉法人等が設置する東京都内の日常生活支援住居施設が行う別表1に定める施設整備（以下「補助事業」という。）とする。ただし、次に掲げる者が行う整備は除く。

- 1 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 3 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

### 第3 補助対象経費

この要綱における補助金の対象経費は、補助事業の実施に必要な施設整備費及び特別な事由により東京都知事（以下「知事」という。）が必要と認めた附帯工事費とする。ただし、次に掲げる費用は対象としない。

- 1 土地の買収又は整地に要する費用
- 2 職員の宿舎に要する費用
- 3 その他、整備費として適当と認められない費用

### 第4 補助金の区分及び額の算定

補助金の区分及び交付額の算定は次のとおりとする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

#### 1 創設、増築、増改築、改築又は拡張の場合

交付額は、別表2の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額の合計額と、第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額（ただし、総事業費から寄付金収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額）に別表3に定める補助率を乗じて得た額とを比較して、少ない方の額の範囲内の額を交付額とする。

#### 2 1以外の整備の場合

交付額は、別表2の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額（ただし、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額）とを比較して、少ない方の額に別表3に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額

を交付額とする。

#### 第5 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書（別紙様式1）を別に定める期日までに提出すること。

#### 第6 補助金の交付決定

補助金の交付申請のあった事業について、知事が適当と認めた場合は、第9に掲げる条件を付して補助金の交付を決定し、通知する。

#### 第7 補助金の交付時期

補助金は、補助事業が完了したとき、交付決定額全額を交付する。

#### 第8 補助金の請求

交付の決定を受けた補助金は、請求書（別紙様式2）に次の書類を添付して請求すること。

- 1 印鑑証明
- 2 口座振替依頼書又はこれに代わるもの

#### 第9 補助の条件

##### 1 事情変更による決定の取消し等

知事は、この補助金の交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

##### 2 補助事業に係る契約

- (1) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承認してはならない。
- (2) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど東京都が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

##### 3 契約の相手方等からの資金提供の禁止

地方公共団体以外の者が事業を行なうために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等資金の提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

##### 4 民間補助金との重複の禁止

補助事業と重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は公益財団法人 J K A 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

##### 5 承認事項

次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に該当する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容のうち、次のいずれかの事項を変更しようとするとき。
  - ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
  - イ 建物等の用途
  - ウ 入所定員又は利用定員
  - エ 工事の内容のうち次のいずれかの事項
    - (ア) 工期変更を伴うもの

(イ) 工法及び工事位置の変更を伴うもの

(ウ) 請負金額の変更を伴うもの（変更見込み金額が請負金額の10%に相当する額又は200万円を超える場合に限る。）

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

#### 6 補助事業の完了時期

補助事業は、当該年度末日までに完了しなければならない。

#### 7 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行の見通し等を書面により知事に報告しなければならない。

#### 8 状況報告

補助事業の遂行については、次の各号により知事に報告しなければならない。

##### (1) 工事着工報告

工事に着工したときは、事業着工報告書（別紙様式3）により工事着工の日から10日以内に報告しなければならない。

##### (2) 工事進捗状況報告

ア 毎年度12月末時点の工事進捗状況について、翌月15日までに工事進捗状況報告（別紙様式4-1）により報告しなければならない。

イ 毎年度3月15日時点の工事進捗状況について、当該年度末日までに工事進捗状況報告（別紙様式4-2）により報告しなければならない。

#### 9 補助事業の遂行命令

7及び8の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、知事は、補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。また、この命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることができる。

#### 10 実績報告

補助事業が完了したとき、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから10日以内に、補助金の事業実績報告書（別紙様式5）により知事に報告しなければならない。

#### 11 補助金の額の確定

知事は、10の規定による実績報告について、審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知する。

#### 12 消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税の申告により補助事業に係る消費税仕入控除額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）には、消費税仕入控除税額報告書（別紙様式6）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、この結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を東京都に納付しなければならない。

#### 13 是正のための措置

(1) 10の実績報告について、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、知事は、補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

(2) 10の実績報告は、(1)の命令により必要な処置をした場合においても再度これを行わなければならない。

#### 14 決定の取消し

(1) 次の各号のいずれかに該当したときは、知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の内容又はこれに付した条件、その他法令に基づく命令に違反したとき。

エ 補助金の交付決定を受けた者が第2ただし書に該当するに至ったとき。

(2) (1)の規定は、11により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

#### 15 補助金の返還

1及び14の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事は、その返還を命ずるものとする。

11の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも同様とする。

#### 16 違約加算金

14の規定により補助金の交付の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日を受領したものとす。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### 17 延滞金

補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### 18 他の補助金等の一時停止等

補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

#### 19 財産処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、平成10年度以前の年度分の補助金等に係る財産については、「補助事業等により取得した財産の処分制限期間」（昭和41年7月15日付厚生省告示第350号）による。

#### 20 財産の管理・運用

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

## 21 財産処分に伴う収入の納付

知事の承認を受けて財産の処分をすることにより収入があった場合には、知事は、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

## 22 帳簿等の整理保管

事業に係る収入及び支出を明らかにし、かつ、当該帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用が増加した不動産及びその従物並びに効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は「補助金等により取得し、又は効用が増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

なお、1,000万円以上の工事請負契約に係る支払領収書については、支払完了後速やかに福祉局生活福祉部保護課に提示しなければならない。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 継続事業の施設整備費については、当該事業開始時の補助要綱に定める算定方法及び単価を適用するものとする。
- 3 前年度の社会福祉施設等施設整備費補助金（補正予算分）で国から補助の内示を受け、翌年度に都から補助の内示を受けた事業については、前年度の補助基準単価及び補助基準額を適用する。

附 則(平成20年12月2日付20福保生保第637号)

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成22年9月13日付22福保生保第445号)

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年9月15日付23福保生保第358号)

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年10月17日付24福保生保第531号)

この要綱は、平成24年4月6日から適用する。

附 則(平成25年11月1日付25福保生保第537号)

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年11月17日付26福保生保第642号)

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成28年2月17日付27福保生保第614号)

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成29年2月14日付28福保生保第733号)

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月23日付29福保生保第1339号)

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成31年2月12日付30福保生保第1346号)

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成31年2月21日付30福保生保第1535号)

この要綱は、平成31年2月7日から適用する。

附 則(令和元年8月29日付31福保生第699号)

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年3月4日付31福保生第1533号)

この要綱は、令和2年2月5日から適用する。

附 則 (令和2年3月31日付31福保生第1700号)

この要綱は、令和2年3月13日から適用する。

附 則 (令和2年7月9日付2福保生保第393号)

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年8月19日付3福保生保第475号)

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年1月11日付3福保生保第971号)

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年8月22日付4福保生保第459号)

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年8月22日付5福祉生保第169号)

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年10月9日付6福祉生保第771号)

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年7月14日付7福祉生保第321号)

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。